明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令（文部科学二八）　二
○独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業二）　三
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二三）　三
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同一二四）　三
〔規　則〕
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の規定による届出に関する規則を廃止する等の規則（公正取引委五）　三
〔告　示〕
○市町の廃置分合の件（総務三三七）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（法務二九九）　三
○除籍が滅失した件（同三〇〇）　三
○除籍の一部が滅失した件（同三〇一）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三〇二）　三
○供託事務を取り扱う法務局の出張所の指定の廃止に関する件（同三〇三）　三
○ギゾ病院再建計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（外務三四六）　四
○ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同三四七）　四
○実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約へのキプロス共和国の加入に関する件（同三四八）　四
○千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約へのニカラグア共和国の加入に関する件（同三四九）　四
○第三次プノンペン市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三五〇）　四
○ローレンチェリー頭首工改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三五一）　四
○カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三五二）　四
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を告示（財務二一六）　五
○平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（同二一七）　五
○平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示（同二一八）　五
○株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（財務・厚生労働一）　六
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一三、一四）　六
○特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針（文部科学九三）　六
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（厚生労働三四〇）　七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同三四一）　七
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同三四二）　七
○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十七条の規定に基づく指定認定機関の事務所の所在地の変更の件（厚生労働・農林水産一）　八
○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十八条の規定に基づく認定業務規程の変更を認可した件（同二）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六九二）　八
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する件（中部地方整備局七六～八三）　九
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣府　総務省　財務省　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　一一
法　務
公証人任免（法務省）　一一
国家試験
平成二十一年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）　一一
〔公　告〕
官庁
諸事項
第三者所有物の没収、財団、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額関係　一二

（以下次のページへ続く）